

○特定地域中小企業特別資金の概要

| | | |
|-------|---|---|
| 資金種類 | 県内の移転先において事業を継続・再開する資金 (A 資金) | 避難指示が解除された区域等において事業を継続・再開する資金 (B 資金) |
| 対 象 者 | 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に事業所を有し、県内の移転先において事業を継続・再開する中小企業等 | 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点、旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域に事業所を有し、当該区域内において事業を継続・再開する中小企業等 |
| | 原則として、避難指示解除から2年後まで貸付申請可能 | 原則として、避難指示解除から2年後まで貸付申請可能 (既に解除されている旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域は、平成27年12月1日まで) |
| 融資限度 | 3,000万円以内 | 3,000万円以内 (B 資金を既に利用した方が追加融資を受ける場合は、上記融資限度額から既融資額を差し引いた額を限度とする) |
| 融資期間 | 20年以内(うち据置5年以内) | |
| 融資利率 | 無利子 | |
| 担 保 | 無担保 | |
| 保 証 人 | 代表者保証(法人の場合) | |
| 取扱期間 | 平成28年3月31日まで随時 (ただし、原子力発電所事故の状況等を勘案し、必要に応じ1年毎に期間を延長する。) | |
| 申 込 先 | 県内の商工会議所又は商工会、公益財団法人福島県産業振興センター | |